

1. 公費負担の対象とその限度額

		公費負担の対象	公費負担の限度額	
選挙運動用自動車	1	一般運送契約 (ハイヤー等) 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額  (同一の日については1台に限る)	①各日の料金は64,500円と1日あたりの契約単価を比べて少ない方の額になる ②選挙運動期間を通じて、各日の料金×使用した日数が限度額(最高451,500円)	
	2 その他 の 契約	ア. 自動車借入契約 (レンタル) 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額  (同一の日については1台に限る)	①各日の料金は16,100円と1日あたりの契約単価を比べて少ない方の額になる ②選挙運動期間を通じて、各日の料金×使用した日数が限度額(最高112,700円)	①契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、そのものが当該契約に係る業務を職業として行っている者に限る
		イ. 燃料供給の契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	① 7,700円×選挙運動の日数 (最高53,900円)	
		ウ. 運転手雇用の契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額  (同一の日については1人に限る)	①各日の報酬は、12,500円と1日あたりの契約単価を比べて少ない方の額になる ②選挙運動期間を通じて、各日の報酬×運転した日数が限度額(最高87,500円)	
ポスターの作成	当該候補者を通じて、作成単価(右に示した単価の限度額以内)に作成枚数(選挙区内のポスター掲示場数)を乗じた金額  [選挙区内のポスター掲示場数は84か所]	① $316,250 + (541 \text{円} 31 \text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}(84 \text{か所}))$ ポスター掲示場数(84か所) ② 作成単価×ポスター掲示場数=限度額(最高361,788円)		
ビラの作成	当該候補者を通じて、作成単価(右に示した単価の限度額以内)に作成枚数(右に示した枚数の限度以内)を乗じた金額	①基準限度額 7円73銭 ②枚数 16,000枚(市長選) 4,000枚(市議選) ③限度額 7円73銭×16,000枚=123,680円(市長選) 7円73銭×4,000枚=30,920円(市議選)		

1  
の  
契約  
と  
2  
の  
契約  
は  
選  
択